

※提出書類と一緒に本チェックリストも提出してください。

平成30年度児童養護施設退所者等自立支援資金 申請チェックリスト

児童養護施設等（施設）名

氏名

【記載内容確認チェック】

		内容	チェック	備考	
共通 (全員)	1	第1号様式 【申請者記載欄】	すべて記入した	<input type="checkbox"/>	申請者が記入すること
	2		申請者氏名を記入、押印した	<input type="checkbox"/>	
	3		申請期間と申請金額は正しい	<input type="checkbox"/>	
	4		履歴欄に最終学歴、職歴、資格等を記入した	<input type="checkbox"/>	
	5		家族の状況を記入した	<input type="checkbox"/>	
	6	第1号様式 【連帯保証人記載欄】※1	連帯保証人※は法定代理人である	<input type="checkbox"/>	該当者のみ
	7		連帯保証人が記入し、実印で押印した	<input type="checkbox"/>	
	8	第2号様式 推薦書	児童養護施設等の長、里親等が記載し、押印した	<input type="checkbox"/>	
	9		連帯保証人がたてられない場合は、その旨記入した	<input type="checkbox"/>	
就職	10	第3号様式 雇用証明書	就労先で作成	<input type="checkbox"/>	該当者のみ

注) 直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

※1) 連帯保証人が見つからない場合、連帯保証人に係る欄の記入は不要です。(以下の連帯保証人欄についても同じ。)

【提出書類チェック】 ※それぞれの証明書類は3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

	内容	進学者	就職者	資格希望	備考
1	第1号様式 (A3版)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	第2号様式 (推薦書)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	第3号様式 (雇用証明書)		<input type="checkbox"/>		
4	申請者の住民票謄本 (3ヶ月以内に発行された世帯主・続柄記載が)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	連帯保証人の所得証明書、印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※1
6	申請者の直近の区市町村税課税 (非課税) 証明書 (生活保護受給の場合は、生活保護受給証)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※2
7	在学証明書 (進学者のみ)	<input type="checkbox"/>			
	家賃額がわかる書類 (住宅の賃貸借契約書の写 等) 他の貸付金等がある場合はそれが確認できる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当者のみ
8	資格取得に要する経費が確認できる書類	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	※3
9	措置解除又は委託解除通知の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	措置又は委託に係る通知の写し			<input type="checkbox"/>	
11	大学進学等自立生活支度費特別基準申請書の写し	<input type="checkbox"/>			
12	就職支度費特別基準申請書の写し		<input type="checkbox"/>		
13	特別育成費の資格取得特別加算がされている書類の写し			<input type="checkbox"/>	

※2 非課税証明書でも提出してください。

※3 資格取得希望者は、大学等在学中の方は提出してください。

【その他】

- ・茨城県社会福祉協議会では、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求められることがあります。